

六、代休ニ関スル件

従来許可セル月二回ノ代休ニ対シテハ第三項規定ノ減失ヲ為サシムルモ皆勤責實ノ査定ニ対シテハ当然与差ヲ付ケル事トシテ承認セリ

七、外出許可復活件

従来公私用共外出許可ヲ殆ク居リタル種々ノ弊害ヲ生シタル者メ会社ハ私用ノ外出許可ヲ禁止セルニ対シ之レカ復活ヲ要望シタルニ対シ本件ハ絶対承認セサル事ニ決定セリ

八、公傷退職者ニ関スル対策ノ件

今後公傷者ニ対シ失業ヲ見ル場合會社ハ之ニ対シ職業ノ教習ヲ與ヘル機關ヲ設置セラレ度キ旨要望シタルニ対シ會社ハ本社ノ協議シテ六月間教習ヲ與ヘ自治公道ヲ講スル事ニ決定セリ

以上

十一建二卷第一三五號

昭和十一年十月十六日

神奈川縣知事



社會局長官殿
警視總監殿
京都、大阪、愛知、
兵庫、福岡、静岡、
埼玉、群馬、栃木、
茨城、千葉、各府縣知事殿



九月中調停月報々告ノ件

本年九月中ニ於ケル労働爭議調停